



令和4年（行ウ）第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告



被告 国（処分行政庁 外務大臣、法務大臣）

証拠説明書（5）

令和6年4月19日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告代理人弁護士

近 藤 博 徳



同

椎 名 基 晴



同

仲 晃 生



同

仲 尾 育 哉



号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲142	令和5年10月25日 最高裁判所大法廷決定	写	2023年 (令和5年) 10月25日	最高裁判所
				最高裁判所大法廷は、2023年10月25日、第一小法廷の裁判官を含む裁判官の全員一致で、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号を違憲とする決定を下すにあたって、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由が憲法13条によって保障されるとしたうえで、同号が同自由に必要かつ合理的な制約を課すものとして憲法13条に適合するか否かについては、本件規定の目的のために制約が必要とされる程度と、制約される自由の内容及び性質、具体的な制約の態様及び程度等を較量して判断されるべきとする判断枠組みを採用したこと。 そのうえで同決定は、具体的な較量においては、同号の目的について、①懸念される問題が生じることは極めてまれであること、②問題が起きても考えられないことから、④制約の必要性はその前提となる諸事情の変化により低減しているとした。手段については、⑤代替手段があること、⑥同号の要件を課すことは医学的にみて合理性を欠くに至っていること、⑦同号は、身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るものとなっていること、⑧諸外国では生殖能力の喪失を法令上の性別の取扱いを変更するための要件としない国が増加していることなどをふまえて、⑨制約として過剰になっていると指摘し、結論として同号は違憲であるとしたこと。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲143	複数国籍の何が問題なのか ー 複数国籍の世界的展開とその課題 ー	写	2023年 (令和5年) 12月	宮井健志	宮井が、複数国籍に関する理論的・規範的な問題を、①複数国籍は負担となるか、②複数国籍は安全保障リスクか、③複数国籍は社会統合を阻害するか、④複数国籍者の政治参加を求めるべきか、⑤複数国籍は不平等を助長するか、という5つに分けて検証し、複数国籍による内在的な問題はもはや残されていないこと、複数国籍による集合的利益への影響についても固有の問題はもはや存在しないこと、複数国籍の制限は集合的な不利益でもあることを指摘していること。 宮井がまた、複数国籍の容認に向けた政策変更には政治問題として取り上げる必要があるが、政治問題化することにより却って政策変更が起こりにくいという逆説があると指摘し、その具体例として東西統一後のドイツを例に挙げていること。
甲144 -1	新春特別コラム：2024年の日本経済を読む～日本復活の処方箋 「日本が日本人を切り捨てる？ ー国際舞台で活躍する日本人と日本の絆を守るために」	写	2023年 (令和5年) 12月	竹内舞子	独立行政法人経済産業研究所のウェブサイトに掲載された特別コラムで、海外でも活躍する日本人から外国籍を取得したからとって日本国籍を奪うことは、本人の苦しみや不利益はもちろんのこと、日本にとり重大な損失ではないだろうかとの問いかけと共に、国籍法11条1項の問題性が指摘され同条項が日本の成長にとって阻害要因となっている旨の指摘とともに、「日本人を失わない未来に」向けて複数国籍を認める政策転換が提唱されたことなど、同コラムの内容。
甲144 -2	RIETI-竹内舞子	写	2023年 (令和5年)	独立行政法人経済産業研究所	甲144-1を執筆した竹内舞子の経歴。